

前橋大島駅前駐車場ネーミングライツスポンサー募集要項

前橋大島駅駐車場におけるネーミングライツスポンサーを次のとおり募集します。

1 ネーミングライツの概要

前橋大島駅有料駐車場にネーミングライツスポンサーの企業名や商品名等を冠した愛称を付与し、名称として使用することでネーミングライツスポンサーからその対価を得て、前橋市の駐車場・駐輪場の管理運営などに役立てるものです。

2 対象施設

(1) 前橋大島駅北口駐車場

所在地 前橋市天川大島町 1 3 1 0 番 1

敷地面積 7 3 1 . 9 5 m²

施設概要 無人平面駐車場（月極駐車）

収容台数 2 7 台（内 1 台身体障害者用、内 2 台 J R 職員用）

契約件数（延件数）

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
月極契約件数	2 6 2 件	2 8 6 件	2 8 4 件

既設看板数（改変等が可能なもの） 1 個（箇所）



(2) 前橋大島駅南口駐車場

所在地 前橋市天川大島町 1 3 1 7 番 4

敷地面積 1 , 8 4 0 . 4 3 m²

施設概要 ゲート機器による平面駐車場（月極駐車・1 日駐車）

収容台数 全 6 3 台

契約件数（延件数）

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
月極契約件数	2 2 2 件	2 8 9 件	3 2 8 件
1 日駐車契約件数	1 1, 7 7 5 件	1 0, 9 6 9 件	9, 0 4 3 件

既設看板数（改変等が可能なもの） 1 個（箇所）



3 募集条件

(1) ネーミングライツ料

年額 1 5 万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）

(2) 契約期間

3 年間

なお、契約期間の満了する年度において、契約更新を希望される場合には、翌年度以降の契約に係る優先交渉権を付与します。

(3) 命名条件

愛称の一部に既存の施設名称である「前橋大島駅北口駐車場」、「前橋大島駅南口駐車場」を使用すること。

愛称に「株式会社」や「有限会社」などの法人の種類の名称を含めないこと。

(4) 付带的提案

ネーミングライツを契機として、実施可能な地域貢献活動などがある場合は、提案することができます。ネーミングライツスポンサーの選定に当たっては、当該提案内容を考慮します。

(5) 愛称使用開始予定日

令和 8 年 4 月 1 日

4 応募資格

前橋市ネーミングライツ導入に関するガイドライン（以下「ガイドライン」）第 4（3）に準じる。

- 5 ネーミングライツを用いた広告の範囲
ガイドライン第4（4）に準じる。

6 提出書類及び応募方法

(1) 提出書類

No.	提出書類	部数
1	ネーミングライツスポンサー申込書（様式第1号）	1部
2	担当者届（様式第2号）	1部
3	登記事項証明書（商業登記簿謄本）＊法人の場合のみ	1部
4	会社概要、事業概要等のわかるもの	2部
5	直近3年間の決算報告書（貸借対照表、損益計算表、キャッシュフロー計算書等）又は確定申告書（青色申告、白色申告）	2部
6	国税及び地方税（都道府県税及び市町村税）を滞納していないことを証明する書面	1部
7	直近3年間の前橋市又は他の地域における地域貢献活動実績のわかるもの ＊実績がある場合のみ	2部
8	市内及び県内の業務拠点及びその数がわかるもの ＊市内又は県内に業務拠点がある場合のみ	2部

※必要書類を提出できない場合、応募は受理しません。

※提出できない書類がある場合にはお電話にてお問合せください。

(2) 応募方法

提出書類一式を募集期間内に「13 担当」に記載の連絡先へ郵送又は直接提出してください。

(3) 募集期間

令和7年10月31日（金）から令和7年11月28日（金）まで

※直接提出する場合は、平日の午前9時から午後5時まで、郵送で提出する場合は、令和7年11月28日（金）必着で提出をお願いします。

(4) 留意事項

ア 申込書等の提出後の再提出及び差し替えはできません。

イ 提出された書類は、返却いたしません。

ウ 申込書等の作成及び提出に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

エ 提出書類は、前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）の規定に基づき開示されることがあります。

7 募集要項等に対する質問

募集要項などに関する質問を、次のとおり受け付けます。

(1) 質問受付期間

令和7年10月31日（金）から令和7年11月12日（水）まで

(2) 質問方法

質問事項を質問書（様式第3号）に記入の上、「13 担当」に記載のメールアドレスに送付してください。

(3) 質問に対する回答

令和7年11月21日（金）までに市ホームページで回答します。

8 ネーミングライツスポンサーの選定方法

提出書類を基に、ネーミングライツ料、応募された愛称案、地域貢献活動などの項目を市職員からなる「広告審査委員会」で総合的に審査し、選定します。

なお、本募集要項における地域貢献活動とは、前橋市内における地域環境保全活動や地域福祉向上等の地域の住環境や地域経済の向上に寄与する活動とし、具体例を以下に示します。

類 型	具 体 例
環境・景観への配慮	河川環境を保全するための廃棄物収集等の美化活動
地域雇用の確保	インターンシップへの協力
地域づくりへの参画	NPO団体活動との協力活動・支援
安全・安心な地域づくり	災害ボランティアへの従業員の積極的な派遣
地域産業の振興	地場製品の積極的な採用・PR活動

9 選定結果の通知及び公表

「広告審査委員会」での審査後、全ての応募者に審査結果をネーミングライツスポンサー優先交渉権者採用・不採用通知書（様式第4号）により通知します。

また、ネーミングライツスポンサーが決定した場合は、広報や市のホームページ等を通じて、ネーミングライツスポンサーの名称、市有施設等の愛称、契約金額、契約期間等について広く公表します。

10 契約の締結

ネーミングライツスポンサーの選定後、前橋市とネーミングライツスポンサーで詳細な部分の協議を行い、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

なお、契約内容を市ホームページなどで公表する場合があります。

11 ネーミングライツスポンサーメリット

- (1) 市ホームページや広報などを通じて愛称の普及を行います。
- (2) 市と協議の上、施設に愛称看板等を設置することなどができます。ただし、屋外に表示する施設名称は屋外広告物にあたるため、法令に基づく規制や施設構造により制限される場合があります。表示ルールについては、「ネーミングライツ愛称の屋外広告物掲出に関するお願い」をご覧ください。

※設置及び撤去に係る費用は、応募団体等の負担となります。

- (3) 契約更新の際は、優先交渉権を付与します。

12 その他留意事項

- (1) 契約期間内での愛称変更はできません。
- (2) 愛称決定後も「前橋市営」等の名称を併記させていただく場合があります。
- (3) 条例上の施設名称の変更は行いません。

13 担当

前橋市建設部道路管理課管理係 担当：田中

〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

電話：027-898-6822（直通）

FAX：027-243-3512

E-mail：dourokanri@city.maebashi.gunma.jp